

志布志市
共生・協働の地域づくり指針

「志」あふれる地域づくりの仕組み

令和3年3月
志布志市

目次

はじめに.....	1
第1章 指針の趣旨.....	2
第2章 「共生・協働の地域づくり」の必要性.....	3
1 「共生・協働の地域づくり」とは.....	3
2 共生・協働の地域づくりが必要な背景.....	4
(1) 地域の環境変化.....	4
(2) 行政の環境変化.....	6
(3) 新たな課題や公的なニーズの拡大への対応.....	6
3 共生・協働の地域づくりにより期待される効果.....	7
(1) 人と人のつながりを大切にした地域の活性化.....	7
(2) 2つの「協働」の創出.....	7
(3) 地域に合った公共、公益の創出.....	7
4 協働の領域と形態.....	8
(1) これまでの協働の領域.....	8
(2) これからの協働の領域.....	8
(3) 協働の形態の例.....	8
第3章 共生・協働の地域づくりの基本的な方針.....	10
1 自主、自立の地域づくり.....	10
2 補完性の原則.....	10
3 地域分権の推進.....	10
第4章 共生・協働の地域づくりの仕組み.....	11
1 「共生・協働の地域づくり」の主体としての地域コミュニティ協議会.....	11
(1) 地域コミュニティ協議会の位置付け.....	11
(2) 地域コミュニティ協議会の機能.....	11
(3) 地域コミュニティ協議会の役割.....	12
2 地域コミュニティ協議会の設立.....	14
(1) 地域コミュニティ協議会の設立推進.....	14
(2) 地域コミュニティ協議会の要件.....	14
(3) 地域まちづくり計画の策定と市政への反映.....	15
(4) 地域コミュニティ協議会と市との意見交換の場.....	15
3 地域コミュニティ協議会による地域づくりに対する市の支援.....	16
(1) 財政的支援.....	16
(2) 人的支援.....	17
(3) 活動拠点の支援.....	18
(4) 市の組織見直し.....	19
第5章 共生・協働の地域づくりの全体イメージ.....	20
参考資料.....	21
1 策定経過.....	21
2 志布志市共生協働推進委員会 設置要綱.....	21
3 志布志市共生協働推進委員会 委員名簿.....	22

はじめに

志布志市では、これまで地域の皆様による様々な自主活動によって地域の振興が図られてきました。

しかし、全国的に少子高齢化と人口減少が同時進行しており、市内でも地域活動の低下や地域役員のなり手不足が発生しつつあります。10年後を想定したときに、現状のままでは立ち行かなくなる地域が増えることが想定されます。

また、共働きなど生活スタイルの多様化、スマートフォン等の普及による情報化社会の進展などにより、日本本来の集団主義から、個人の価値観が許容される個人主義の社会へと移りつつあります。さらに、人口減少による財政規模縮小や職員の削減、国・県からの事務移譲により、市だけで多様化する市民のニーズに応えることが困難になってきています。

平成 29 年 1 月に制定された志布志市民憲章では、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、行動を起こし、「志」あふれる地域づくりを行うことを定めています。

このことを実現するために「共生・協働の地域づくり」として、様々な人や組織がお互いを対等なパートナーとして認め、知恵と力を結集し、連携を深めながら、志布志市に生まれてよかった、住んでよかったと思えるようなまち、また、市民一人ひとりが誇りの持てるまちを目指す必要があります。

ここに、「志布志市共生協働推進委員会」からの提言を踏まえ、協働による地域づくりを推進していくための基本的な考え方や方向性を「志布志市共生・協働の地域づくり指針」としてまとめました。

この指針により、直面する課題の解決や新たな価値の創造のため、お互いの長所や特性を存分に発揮し、協働による、魅力ある地域づくりを進めてまいります。

令和 3 年 3 月

第1章 指針の趣旨

本市では、これまで校区公民館、自治会、ふるさとづくり委員会、NPO法人などを中心に、地域内の交流・環境美化・青少年健全育成・防災など、様々な自主的活動が活発に行われており、地域の振興や維持に大きな役割を果たしています。

一方で、少子高齢化と人口減少の同時進行による地域活動の低下や担い手不足が発生しつつあります。また、生活スタイルの多様化、情報化社会の進展、個人主義化も進んでいます。

市も財政規模縮小や職員削減、国・県からの権限移譲による事務量増が進み、行政だけの取組みや行政主導のまちづくりでは限界が見えてきました。

これらの状況に対応するため、第2次総合振興計画（平成29年3月策定）の基本目標6の中で「新たな地域コミュニティの形成促進」を施策の一つとしており、まずは平成30年度から令和2年度まで市内3地区をモデル地区とし、地域の特性に応じたこれからの組織の在り方について「志布志市地域コミュニティモデル事業推進委員会」により検証事業に取り組んできたところです。

また、合併後、人口減少などで市内各自治会の運営が困難になっている現状に対処するため、平成20年度から平成30年度まで「志布志市自治会の在り方検討委員会」においても対応策の検討を進めてきた結果、今後は「新たな地域コミュニティ組織」を形成し、地域と市の協働により課題の解決に当たっていくという方針が決定されたところです。

こうした取組みをより効果的なものにするため、様々な人や組織がお互いを対等なパートナーとして認め、知恵と力を結集する「共生・協働による地域づくり」について、基本的な考え方を明確にする必要があります。この指針の趣旨は、次のとおりです。

- 1 なぜ共生・協働による地域づくりが必要なのか、どのような効果があるのか理解する
- 2 共生・協働による地域づくりを進めるためのルールや手順を明確にする
- 3 共生・協働による地域づくりを進めるための市の取組みを示す

今後は、この指針に基づき、市内全域で「共生・協働による地域づくり」の推進を図ってまいります。

第2章 「共生・協働の地域づくり」の必要性

1 「共生・協働の地域づくり」とは

この指針での「共生・協働の地域づくり」とは、地域コミュニティ協議会と市、または地域コミュニティ協議会内の団体同士が、お互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら協力し、主体的に活動することをいいます。

それぞれの主体が、お互いの利点を活かして補い合い、課題の解決を図るための手法のことです。

共生＝共生とは、さまざまな違いを有する人々が、お互いの特性を認め、対等な関係を築きながら、共に生きることを指す概念

協働＝協働とは、共通する課題の解決や目的の実現のため、お互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら協力し、それぞれが主体的に活動すること

地域コミュニティ協議会＝コミュニティ協議会とは、概ね小学校の区域内で活動されている様々な団体等を、校区公民館を中心にもう一回り大きな枠組みで束ね、新たな組織を立ち上げ、地域内の協議による合意形成を基本に、地域課題の解決やまちづくりに、市と対等な立場で連携・協力しながら自主的に取り組む実働組織のこと

校区公民館、自治会、ふるさとづくり委員会、NPO法人、PTA等の各種団体、地域住民、学校、民間企業など、区域内で現在活動中の多様な主体に参加を呼びかけ、もう一回り大きな枠組みで新たな組織を設立。地域の実情に合わせて、協議会の中にいくつかの部を設け、それぞれの特徴を活かし相互に補完しながら、部を中心とした活動を目指すもの

2 共生・協働の地域づくりが必要な背景

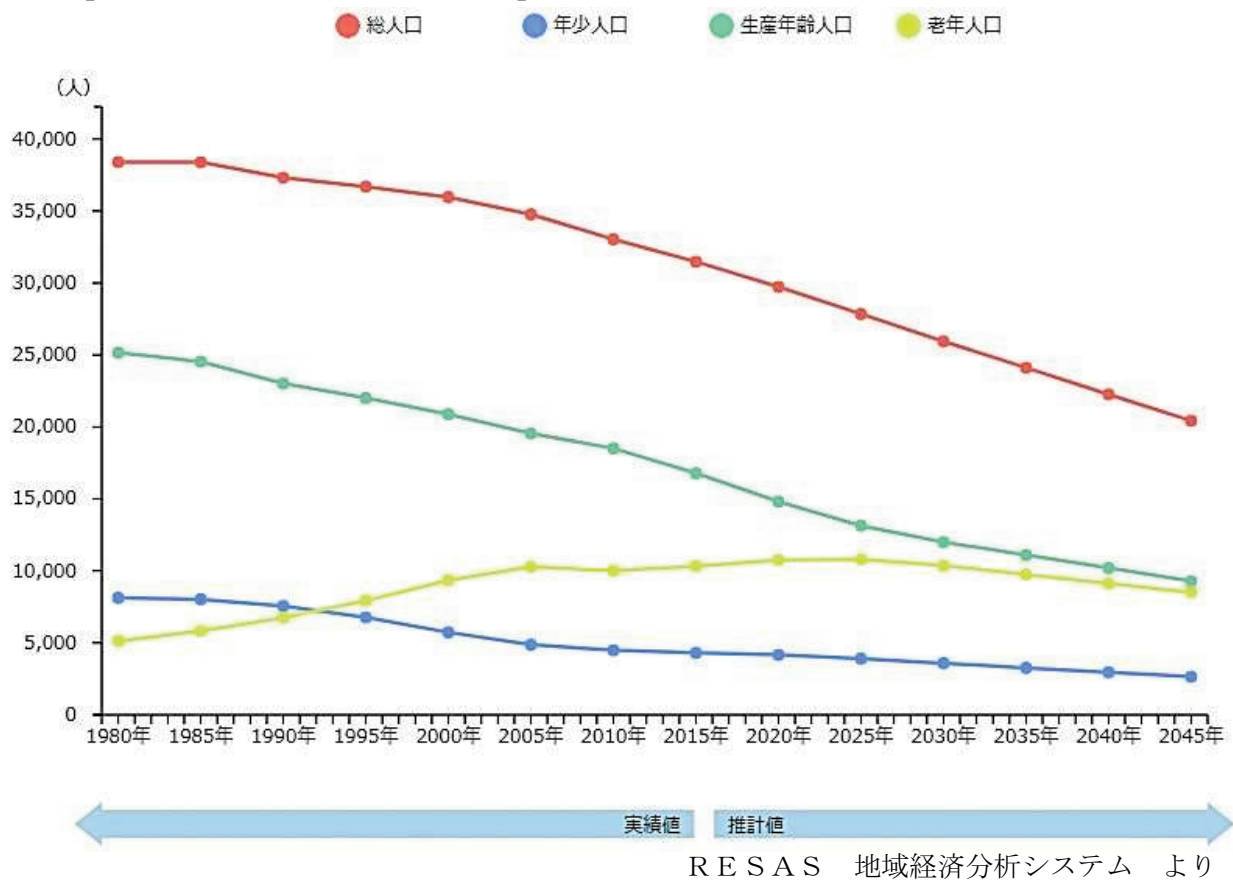
(1) 地域の環境変化

ア 少子高齢化、人口減少

地域活動への参加者が減り、単独の自治会では活動が困難な地域も出てきています。地域役員の成り手不足や役員の高齢化が顕著になっており、世代を超えた話し合いが持ちづらい状況です。

また、核家族化や一人暮らし世帯の増加により、これまで家族で解決していた日常の見守り、買い物、ごみ出しなどの課題が解消できなくなっています。

【本市の人口の推移と将来推計】



イ 個人主義、価値観の多様化

ごみステーション管理上のトラブル、所有者不明の土地・建物の荒廃、近所づきあいのない親の育児不安の増加など、地域でのつながりの希薄化、他人任せ、市民ニーズの複雑化や高度化などの状況が発生しています。

ウ 自治会運営の課題

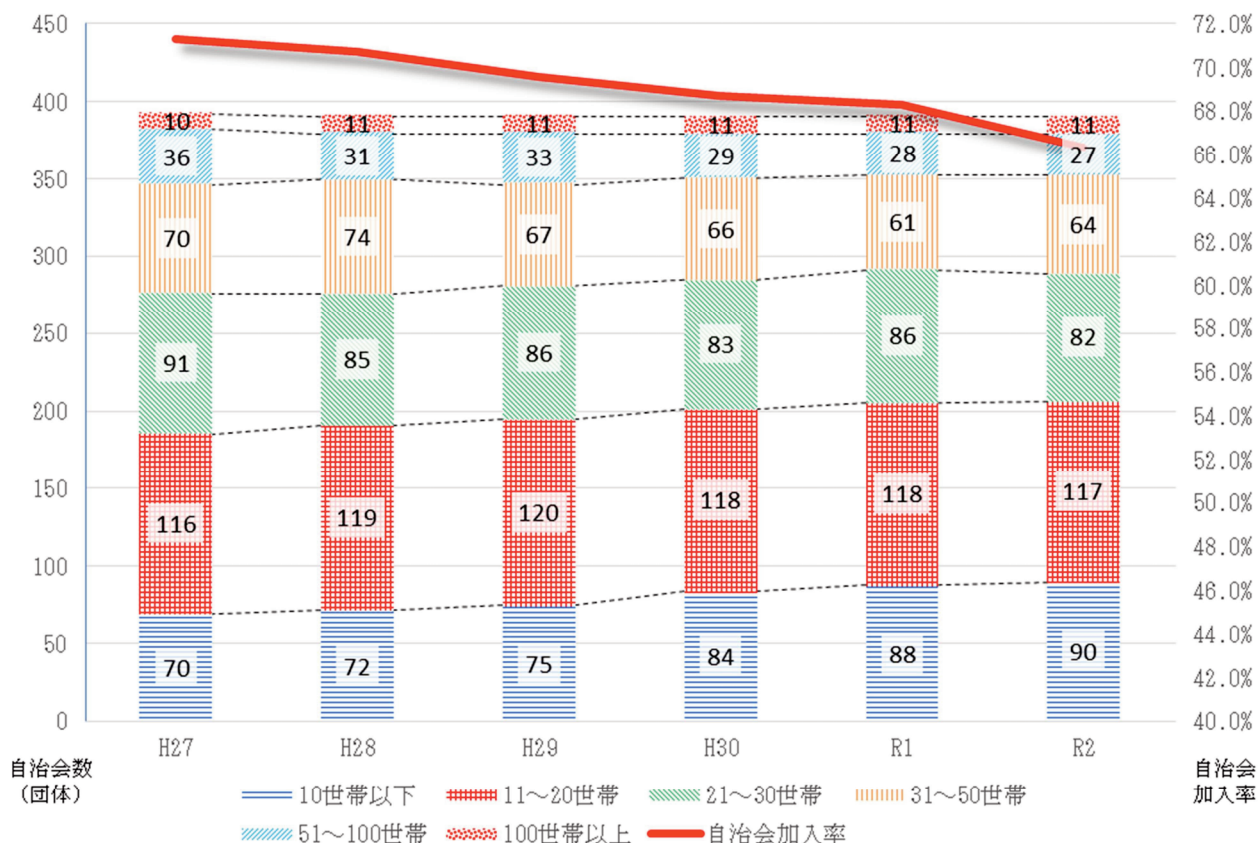
地縁を基礎にした最小のコミュニティ組織である自治会は、市内に約 380 団体存在しています。これまで、地域住民の親睦、草払いなどによる地域景観の維持、防犯、防災、リサイクルの推進など、地域において重要な役割を果たしてこられました。しかし近年では、自治会加入率の減少や、人口減少により 1 自治会当た

りの世帯数が少なくなり、役員の担い手不足や、単独の自治会では活動を継続することが難しい状況が生まれています。

近隣自治会で統合して、自治会規模を大きくすることも検討されていますが、財産や慣習などの課題により進捗していません。

【本市の自治会の状況】

企画政策課調べ



エ 東日本大震災の教訓

東日本大震災以降、災害時や非常時の地域ぐるみの取組みが重要であることが再認識され、全国的には自主防災組織などの地域防災・減災活動が活発になっています。

オ 市民参画意識の向上

さまざまな地域課題に自主的に取り組むNPO法人やボランティア団体等が本市内でも活発に活動されており、市民参画意識や市政への参画意識が向上しています。

【市民活動団体の状況】

企画政策課調べ

項目	年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
NPO法人数		11	11	11	10
ボランティア登録数	団体	68	77	82	81
	個人	65	43	45	48
共生協働自立推進事業実施団体数		4	4	5	2

(2) 行政の環境変化

ア 地方分権、地域分権の進展

国は、これまでの中央集権的な仕組みを改め、地方がそれぞれの特色を活かしたまちづくりを進められるように国と都道府県、都道府県と市区町村の関係を見直し、財源と権限を委ねる「地方分権」を進めています。

このような方向性は、地域がそれぞれの特色を活かした地域づくりを進められるように、「地域分権」として地域と市との関係にも求められています。

さらに効率性や財源の観点から、民間の力を発揮してもらう「官民連携」や「公民協働」といった考え方も広まっています。

イ 合併による広域的なまちづくりの展開

市ではこれまで、法令に基づき公平性や画一性のあるサービスを基本にしてきました。市町村合併による広域的なまちづくりを展開した結果、地域の特徴ある歴史、風土、文化が活かし切れていない、住民の声が届きにくいといった意見があります。

ウ 少子高齢化、人口減少

生産年齢（15歳から64歳まで）の減少により税収が減少し、人口減少に伴い市職員数も減少しています。

高齢化の進行等により、福祉分野などでこれまでになかった新しい公的なニーズが拡大、多様化しています。

(3) 新たな課題や公的なニーズの拡大への対応

地域、市を取り巻く環境は、それぞれ急激な変化が見られ、全てを市がカバーすることは難しくなります。今後は、地域ができることは地域で、地域でできないことや行政でやるべきことは市が、役割分担しながら共に住みよいまちづくりの当事者として協力、行動する「共生・協働の地域づくり」が、これまで以上に重要となってきます。

3 共生・協働の地域づくりにより期待される効果

共生・協働の地域づくりとして、身近な地域の活性化や課題解決のため、すべての人や組織が地域を支える一員として、連携を強化し創意工夫しながら、様々な協働の形を作り行動することによって、お互いの特性や得意分野を発揮できる「人と地域が輝くまち」が形成されます。

(1) 人と人のつながりを大切にした地域の活性化

校区公民館、自治会、ふるさとづくり委員会、NPO法人、PTA等の各種団体、市民、学校、民間企業などの多様な主体が連携して地域づくりを行うことにより、お互いが助け合い、お互いを身近に感じられるような活動を目指します。

地域の活性化を図る活動を通じて、地縁によるつながりを大切にしながら、基礎的なコミュニティである自治会への加入を促進します。

コロナ禍による居場所や人とのつながりの喪失による孤立を防ぐため、「新しい生活様式」に対応した新たな地域活動の形を模索します。

(2) 2つの「協働」の創出

ア 地域内の協働

地域内の多様な主体がネットワークをつくり、互いに支え合い協力していくことや、地域の将来像を地域全体で共通認識し、身近な課題の解決や地域の特性を活かした活動を地域ぐるみで実践していくことを目指します。

イ 地域と市との協働

地域の特性を活かした地域づくりと、地域の将来像を明確にすることにより、地域と市の役割分担のもとに、地域や市民が真に必要としている公共サービスが効果的、効率的に提供されることを目指します。

(3) 地域に合った公共、公益の創出

社会環境の変化により、新たに生じる公的サービスの要望については、市だけでなく、地域の多様な主体がそれぞれの立場で担い手となり、現場に即した細やかなやり方により、地域に合った公共的な活動が展開されることを目指します。

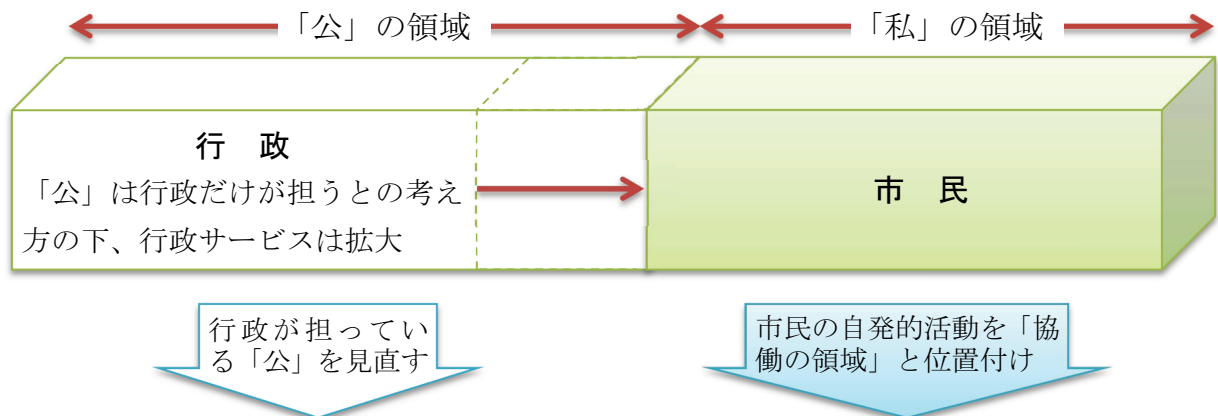
また、共生・協働の地域づくりを実践する中で、地域資源を活用した特産品開発や課題解決に向けた取組みの中からコミュニティビジネスへ展開するなど、地域住民の生きがいをも創出していくことを目指します。

4 協働の領域と形態

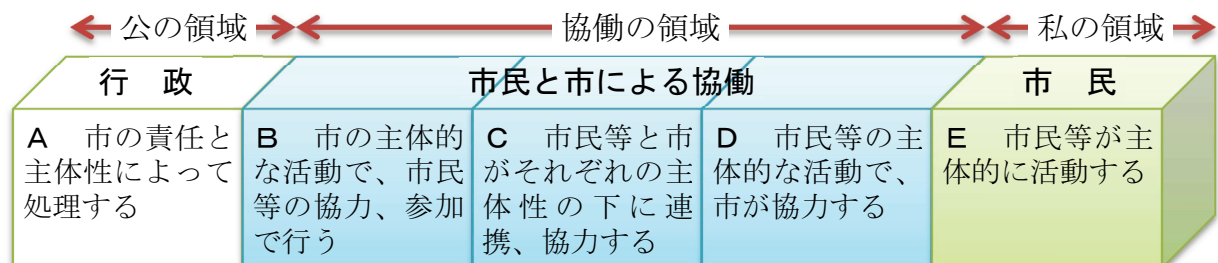
協働の領域として、公共的な課題解決やまちづくりについて、市民や自治会、地域団体等が主体的に担うもの、市が主体的に担うもの、市民や自治会、地域団体等と市が協力して担うものがあります。

協働の場面は、様々な段階があり、市の関与の仕方や程度も多様で、協働にふさわしいかわり方を考えていく必要があります。

(1) これまでの協働の領域



(2) これからの協働の領域



(3) 協働の形態の例

形態	内容	領域
委託	地域の特性を活かし、より効果的に実施するために、地域団体等に市の事業を委ねる形 例) 青少年館の校区公民館への指定管理など	B
政策提言	自治会やNPO法人、校区公民館等が持つ専門的な知識から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形 例) 各種審議会、パブリックコメントなど	B
実行委員会	地域団体等と市が実行委員会を組織して事業を行う形 例) みなとまつり実行委員会など	C
情報提供	市民と市がお互いに持っている情報を公開や提供し共有する形 例) 広報誌、ホームページの活用、情報交換会など	C

形態	内容	領域
事業協力	市民や地域団体等と市が、継続的な関係で協力し合う形 例) マイロードクリーン大作戦など	C
共催	地域団体等と市がお互いに主催者として事業を行う形	C
後援	地域団体等が主体的に行う事業に対して、市が後援名義使用を認める形	D
補助	地域団体等が主体的に行う事業に市が支援する形 例) 自治会提案型活性化助成金など	D

領域欄は「(2)これからの協働の領域」の図に対応

第3章 共生・協働の地域づくりの基本的な方針

共生・協働の地域づくりを円滑に進めていくために、次の3つの基本的な方針を定めます。

1 自主、自立の地域づくり

「自分たちのふるさとは自分たちで楽しみながら守る」を基本に、地域で生活したり様々な活動をしたりする一人ひとりが当事者となり、地域のことを地域全体で考え、話し合いながら共通認識を持ちます。その上で、地域住民や各種団体等がお互いの役割や特徴を正しく理解し、対等な立場でそれぞれの特徴を活かしながら、地域の課題を地域自ら解決します。

2 補完性の原則

これまでは公共サービスは行政だけが担うものとして、サービスの範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、今後は、個人や家庭、地域でできることは自助や共助で解決し、それでもできない場合は、地域と市との協働、もしくは公助として市が補完、支援します。

3 地域分権の推進

地域が取り組んだ方が効果的、効率的なもの、身近なところで自ら判断し実施した方がよいものなどについて、現場に即した細やかなやり方で「自分たちのふるさとは自分たちで楽しみながら守る」ことができる社会の構築を目指し、事業と財源を地域に委ねる「地域分権」を進めていくこととします。

この基本的な方針を、地域の皆様と市がお互いに方針を理解し、連携して進めることが重要です。

第4章 共生・協働の地域づくりの仕組み

地区ごとの「地域づくり」を推進し、地域をより住みやすくしていく仕組みとして、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組むことができる組織を設置し、市と連携を強めることが必要となります。

地区ごとの「地域づくり」の推進、調整役は、第2次総合振興計画（平成29年3月策定）の基本目標6の中で掲げている新たな地域コミュニティ組織として「地域コミュニティ協議会」が担うものとします。

校区公民館やふるさとづくり委員会などの活動により既に醸成されている「自分たちのふるさととは自分たちで楽しみながら守る」という機運や理念を今後も継続させつつ、多くの地域住民や各種団体の参画を得た地域づくりを担う組織として、「地域コミュニティ協議会」による市民主体の地域づくりを進め、市はその活動に対し様々な支援を行います。

まずは地域コミュニティ協議会による地域づくりを進め、その活動に自治会未加入者も含めて参画を図り、最終的に地縁による基礎的なコミュニティである自治会への加入を促進していきます。

1 「共生・協働の地域づくり」の主体としての地域コミュニティ協議会

(1) 地域コミュニティ協議会の位置付け

地域コミュニティ協議会は、地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや公共的課題の解決に取り組むなど、地域内での位置付けを「地域の代表組織」とし、市での位置付けは、地域課題について市民の意見を行政に反映することができる機能があり、地域内における市の事業に関し、地域を代表して意見するなど「地域と市との協働のメインパートナー」とします。

(2) 地域コミュニティ協議会の機能

地域コミュニティ協議会は次のような機能を持つものとします。

ア 地域の将来像を描き、地域の課題解決を図るため、住民等の多様な主体が多くかかわり話し合う過程を経て、地域独自の長期的な計画「地域まちづくり計画」を策定し、その実行を推進する。市は、地域まちづくり計画など地域コミュニティ協議会で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。

イ 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的・効率的な事業を、市と協議のうえ実施する。（公園等の管理運営、道路等維持、子育て・福祉事業の運営等）

ウ 住民や企業、各種団体、若者、女性など地域内の多様な主体の参画を促し、それぞれの特徴を活かしながら事業を実施する。

エ 多様な主体の参画を促す中で、特に子どもや若者など、次代を担う人材を育成

し、活動の継続を図る。

オ 当該地域にかかわる重要計画等（総合振興計画、地域福祉計画など）に関して、市からの要請に応じて意見する。

カ 当該地域での市の施策等（道路整備、景観形成等）に関して市に提案する。

キ 当該地域における公の施設の設置、廃止に関し、市からの提案内容について意見する。

(3) 地域コミュニティ協議会の役割

地域コミュニティ協議会は、大きく次の5つの役割を持つものとします。具体的に例示すると次のような活動などが考えられますが、地域の実情に応じて、地域に必要な取組みを、地域が決定して実践します。

ア 行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完

- ・ 自治会や単独の地域団体で実施が難しくなったことへの連携対応
- ・ 地域の活動拠点施設の管理運営
- ・ 道路や空き家など地域の環境整備
- ・ 市総合振興計画等への意見 等

イ 多様な主体（住民、企業、各種団体等）の参画を通じたコミュニティ機能の再生、創出

- ・ 子育てサロン、高齢者サロン、見守り、買物代行
- ・ 環境パトロール、防犯パトロール
- ・ 自主防災活動、災害時避難行動要支援者の救助
- ・ 各種スポーツイベントによる交流
- ・ 自治会加入の促進
- ・ 都市と農村の交流事業 等

ウ 地域意見の調整や集約

- ・ アンケート、意見交換、ワークショップ
- ・ 地域まちづくり計画、地域カルテの策定
- ・ 地域要望、ニーズの取りまとめと市への提案 等

エ コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保

- ・ 青少年の健全育成
- ・ 各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成
- ・ 先進地視察、研修会、講演会、講座等の実施
- ・ 活動や交流を通じた地域人材の発掘 等

オ 新たなまちづくりや活性化の実現

- ・ 地域観光資源の掘り起こし、整備、運営
- ・ 地域のまつり、文化祭、郷土芸能の存続、体験学習
- ・ 農産物の加工、販売、特産品の開発販売
- ・ 若者や女性を中心としたマルシェ、カフェの運営

- 有償ボランティアによる輸送サービス
- コミュニティビジネス 等

2 地域コミュニティ協議会の設立

(1) 地域コミュニティ協議会の設立推進

本市では、令和3年度に向けて地域コミュニティ協議会の設立が進む市内3か所のモデル地区の取組みを参考に、協議会設立の取組みを希望する地区の意向を尊重しながら開始時期を決定し、令和6年4月には市内全域で地域コミュニティ協議会が設立されることを目指します。

一般的な地域コミュニティ協議会の設立の流れは、①総会や役員会等を開催し協議会設立準備に向けた地域内の合意形成、②地域の各種団体や地域住民等への参加を呼びかけ、③設立準備委員会の立ち上げ、④地域分析、⑤地域まちづくり計画の策定、⑥規約や組織体制等の協議、⑦設立総会という流れとなっています。

市は、この一連の流れの中で資料の提供、先進事例の紹介、規約等の作り方など必要な支援を行います。また、地域支援員が、地域の課題に関する話し合いについて、参加者が自発的に発言を行える環境づくりの支援を行います。

市では「新しい地域コミュニティづくりガイドブック（協議会設立編）」を作成し、これから協議会設立に向けた取組みを始める地区の手引きとします。

(2) 地域コミュニティ協議会の要件

地域コミュニティ協議会の認定要件は、概ね次のとおりとします。

ア 活動区域が次のいずれかに該当すること

- ・ 市立の小学校（統廃合前を含む）の通学区域を基礎とする区域
- ・ 校区公民館の区域を基礎とする区域
- ・ 人口規模等から、複数の小学校区や複数の校区公民館の区域を基礎とした方が適当と認められる区域
- ・ その他市長が適当と認める区域

イ 次の組織を包括し、地区を代表する団体であること

- ・ 地区内の全ての自治会が参画していること
- ・ 地区内の各種団体や企業の相当数が参画していること
- ・ 地区内の全ての住民が参画できること
- ・ 地区内に地縁のある住民、団体、企業等が参画できること

ウ 規約又は会則を有していること

- ・ 民主的かつ透明性を持った運営を行うことが見込まれること
- ・ 協議会の運営及び活動への参加に関して、当該地区内の住民等に対して広く開かれたものであること

エ 地域まちづくり計画を策定し、実践すること

- ・ 組織の設立に合わせ、地域独自の長期的な計画を策定すること
- ・ 策定した計画を、適宜見直ししながら実践できること

オ 協働事業として次の事業に取り組むこと

- ・ 協議会として自主防災組織を持ち、地域防災・減災活動を行うこと

- ・ サロン活動など地域の方々が集える居場所づくりを行うこと
- ・ 土曜体験広場やスポーツによる交流など、地域の次代を担う子どもや若者の人材育成を行うこと
- ・ 協議会の活動を通じて自治会加入を促進すること

(3) 地域まちづくり計画の策定と市政への反映

ア 地域まちづくり計画

地域コミュニティ協議会を組織し、地域の特性を活かした地域づくりを計画的かつ効果的に進めていくために、地域内の話し合いのもと、地域の将来構想ともいえる「地域まちづくり計画」の策定を進めていただきます。

地域まちづくり計画には、地域の将来像、将来像達成のための事業、事業の実施主体、事業展開、実施時期などを盛り込んで策定します。また、地域まちづくり計画を策定するに当たっては、地域住民の意向調査を実施したり、ワークショップにより地域の魅力や課題を整理したりしながら、話し合いと合意形成により地域で協力して取り組む事業を企画していくなど、より民主性と実効性を兼ね備えた地域コミュニティ協議会に発展することが期待されます。

なお、地域まちづくり計画の策定に当たっては、話し合い活動の進め方のアドバイスや現状分析などのため、地域支援員を市から派遣するなど必要な支援を行います。

地域まちづくり計画に盛り込まれる地域の自主的な取組みに対しては、優先順位、役割分担、費用負担の程度などを基に、地域と市の間で協議を重ね、市の計画や予算に反映させるよう努めていきます。

地域まちづくり計画は3年間の計画とし、適宜評価と改善を行い、計画の見直しを実施するものとします。

イ 地域カルテ

地域の現状把握や分析の結果は「地域カルテ」としてまとめ、計画を策定する際の資料とします。

(4) 地域コミュニティ協議会と市との意見交換の場

地域まちづくり計画の推進や行政情報など、地域と市の情報共有の流れをつくるため、次のような取組みを行います。

ア 地域まちづくり計画の実施等に関して、地域コミュニティ協議会相互、地域コミュニティ協議会と市との意見交換会等を開催する。

イ 市総合振興計画や各種施策に対する意見聴取などは、地域コミュニティ協議会を地域の窓口とする。

ウ 市は、地域コミュニティ協議会との総合的な窓口として、地域づくりに関係する業務を統合した課を創設し、各支所にも窓口を設ける。

3 地域コミュニティ協議会による地域づくりに対する市の支援

(1) 財政的支援

地域と市の役割分担のもと、地域コミュニティ協議会が自ら取り組む地域づくりを円滑に進めるための財政的支援として、これまで市の各課等で交付してきた補助金などを見直し、柔軟で使い勝手がよく、地域の判断と責任のもと用途を決めることが可能な交付金（補助金）制度の構築を進めます。

また、地域コミュニティ協議会が自ら取り組むハード・ソフト事業については、国・県等の補助制度を積極的に活用するため、補助制度の情報提供や補助金申請事務をサポートします。

令和2年度を「創成期」、令和3年度から令和5年度までの3年間で「移行促進期」、令和6年度以降を「展開期」として、それぞれの時期に応じた財政的支援を行います。

【交付金等による支援制度のイメージ】

支援内容	創成期(R2)	移行促進期(R3～R5)	展開期(R6～)
移行準備の支援	協議会化支援事業補助金 (移行時の計画づくりや話し合い活動を支援)		
移行直後の支援		創生支援事業補助金 (移行直後の活動を支援 R3～R6まで)	
運営費の支援		活動促進交付金(一括交付金) (地域コミュニティ協議会の活動費や事務費などを統合)	
人件費の支援		事務局員の市雇用 (従来の公民館主事)	事務局員分の人件費 (地域雇用、一括交付金へ)
施設管理費の支援	指定管理者制度(委託契約) (条例公民館や青少年館等からコミュニティセンターへ移行)		
補償への支援	公民館総合補償制度 (公民館総合補償制度を継続)		

ア 協議会化支援事業補助金

地域コミュニティ協議会の組織化を図ることを目的に設立された、設立準備委員会等の組織に対し、組織化に係る話し合い活動や事務用品などの経費を助成します。

イ 創生支援事業交付金

地域コミュニティ協議会の形成初期に、地域まちづくり計画に基づく活動の試行や、自主財源の検討、コミュニティビジネスの可能性調査、買い物支援事業や見守り支援などの試行に取り組む協議会に対し、移行促進期に限りその経費を助成します。

ウ 活動促進交付金（一括交付金）

これまで、市の各部署が個別に交付してきた補助金や委託料などを精査し、その財源と従来からの校区公民館に係る経費を集約し、活動促進交付金（一括交付金）として地域コミュニティ協議会へ交付します。

一括交付金は、地域の裁量によってソフト事業に充てたり、ハード事業に充てたりと地域の特性や課題に応じて柔軟に活用できるように制度を設計します。

なお、展開期以降は従来の公民館主事分の人件費も一括交付金に含めることとするほか、この一括交付金を「運営費」分と「実施メニュー」分に分け、活動に応じた交付金制度への移行を検討します。

エ 指定管理者制度（委託契約）

青少年館や営農センターなど、これまで校区公民館と市との間で指定管理者制度により管理を委託していた施設について、地域コミュニティ協議会設立後は、協議会を契約の相手方とし、引き続き地域の拠点として活用していただきます。

なお、名称は「コミュニティセンター」へ統一します。

オ 公民館総合補償制度

地域住民が地域コミュニティ協議会の活動に参加する際に、事故が発生した場合の補償制度として、引き続き公民館総合補償制度に加入し、市が保険料を負担します。

(2) 人的支援

ア 地域支援員

地域コミュニティ協議会の運営や地域づくり活動を推進していくためには、地域と市との連携を深めつつ、地域住民が活動等にかかわりやすい環境をつくるのが重要です。そのため、協議会の事務局的な役割を担う人材として、専任して職務に当たる「地域支援員」を各協議会に割り当てます。

地域支援員は当面の間、地域の事情等をよく理解されている方の中から、市が会計年度任用職員として採用するものとし、協議会への移行促進と併せた活動を行います。

イ 事務局員

条例公民館に配置されていた従来の公民館主事は、地域支援員を補助する「事務局員」とし、各協議会に配置します。令和6年度をめどに、地域雇用へ移行し、人件費相当分を一括交付金に上乗せすることとします。

ウ 地域担当職員

協議会が設立された地域については、従前の自治会担当職員制度、ふるさとづくり委員会サポート職員制度を見直し、新たな地域担当職員制度の構築を行います。地域担当職員は、市政情報の発信に努めるとともに地域活動をサポートし、地域と市が対話をしながら地域づくりができる支援体制の整備を行います。

【役割と活動例】

役職	役割	活動例		
地域支援員	協議会が設立された地区に割り当て、事務局局的な立場で地域コミュニティ協議会の運営や地域づくり活動を行う	地区内点検	地区内の現状把握	
			地区内の各種団体との連携	
			地区内の各種団体との意見交換	
		地区の相談役	団体や住民の相談や関係者へのつなぎ役	
		地域まちづくり計画の策定	地区内の課題等の把握に努め、関係者と連携して計画を策定し、適宜見直しする	
		事業の企画及び実施の補助	地域コミュニティ協議会が行う事業の推進を補助する	
		協議会組織の運営事務	市や各種団体等との連絡調整、申請等の事務手続	
			会議の招集や運営事務	
会計処理				
その他必要な事務				
事務局員	地域支援員の補佐	地域支援員の指示のもと、地域支援員の実務を補佐しつつ、地域コミュニティ協議会が行う各種事業にかかわる		
		コミュニティセンターの運営	貸館として利用者の申請受付事務	
地域担当職員	地域づくり協力員	課長級を配置し、地域まちづくり計画の推進をはじめ、地域コミュニティ協議会による地域づくりを総合的に支援する		
	地域づくり担当職員	地域づくり協力員を除く全職員を配置し、地域づくり協力員の要請に応じて、地域コミュニティ協議会によるソフト事業の企画や運営を支援する		
		地域づくり担当職員のうち、技術系職員を1～2名配置し、地域づくり協力員の要請に応じて、地域コミュニティ協議会によるハード事業や地域包括ケアなどの実施を支援する		
		協議会内の自治会の意見や要望等の把握、自治会への行政情報の提供を分担して行う		

(3) 活動拠点の支援

地域コミュニティ協議会が持続的に活動を展開していくためには、地域における活動拠点が必要です。これまでの公民館等の施設を協働のまちづくりの拠点として位置付け、地域住民が主体となった地域づくりの観点から、より地域が使いやすく、多様な活用ができる施設にすることを目指します。

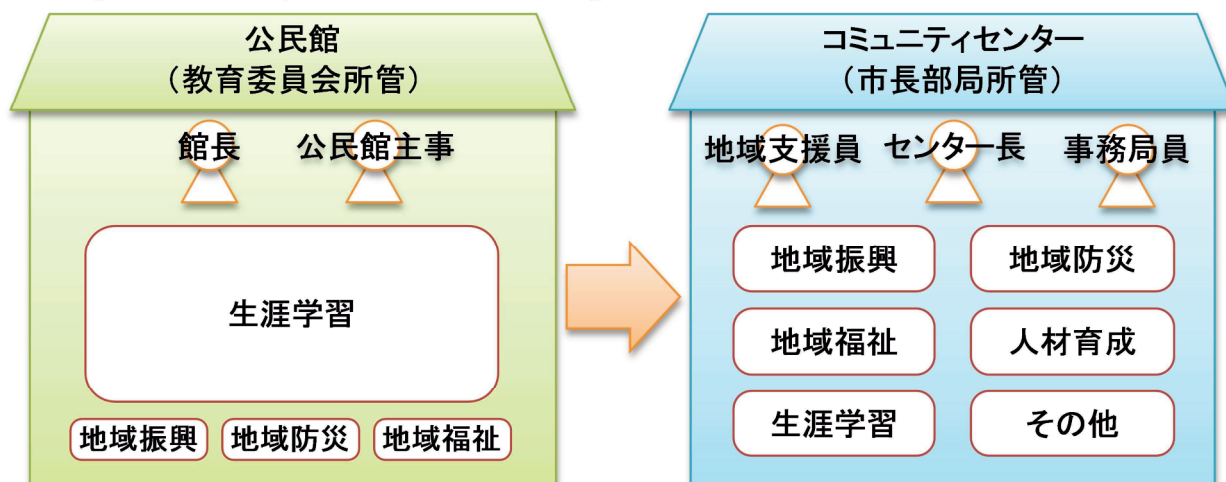
これまで、地域の生涯学習の拠点、地域活動の支援としての役割を果たしてきた公民館等の機能を活用し、地域が主体となって、市民、各種団体等の協働体制を充実させるとともに、地域課題の把握・解決に向けた取組みを進めるなど、公民館等を「コミュニティセンター」へと移行し、地域づくりの拠点として機能を充実させていきます。

コミュニティセンターへの移行後も、これまでの公民館等と同様に貸館や集うスペースとしての機能を持ちます。

なお、地域コミュニティ協議会の設立により地域づくりに参画する人数が増え、これまでの公民館等の施設では利用人数や駐車場のスペースの問題が生じる地域

については、施設の整備を市が支援し、地域差が生じないように対策を講じるものとします。

【コミュニティセンターのイメージ】

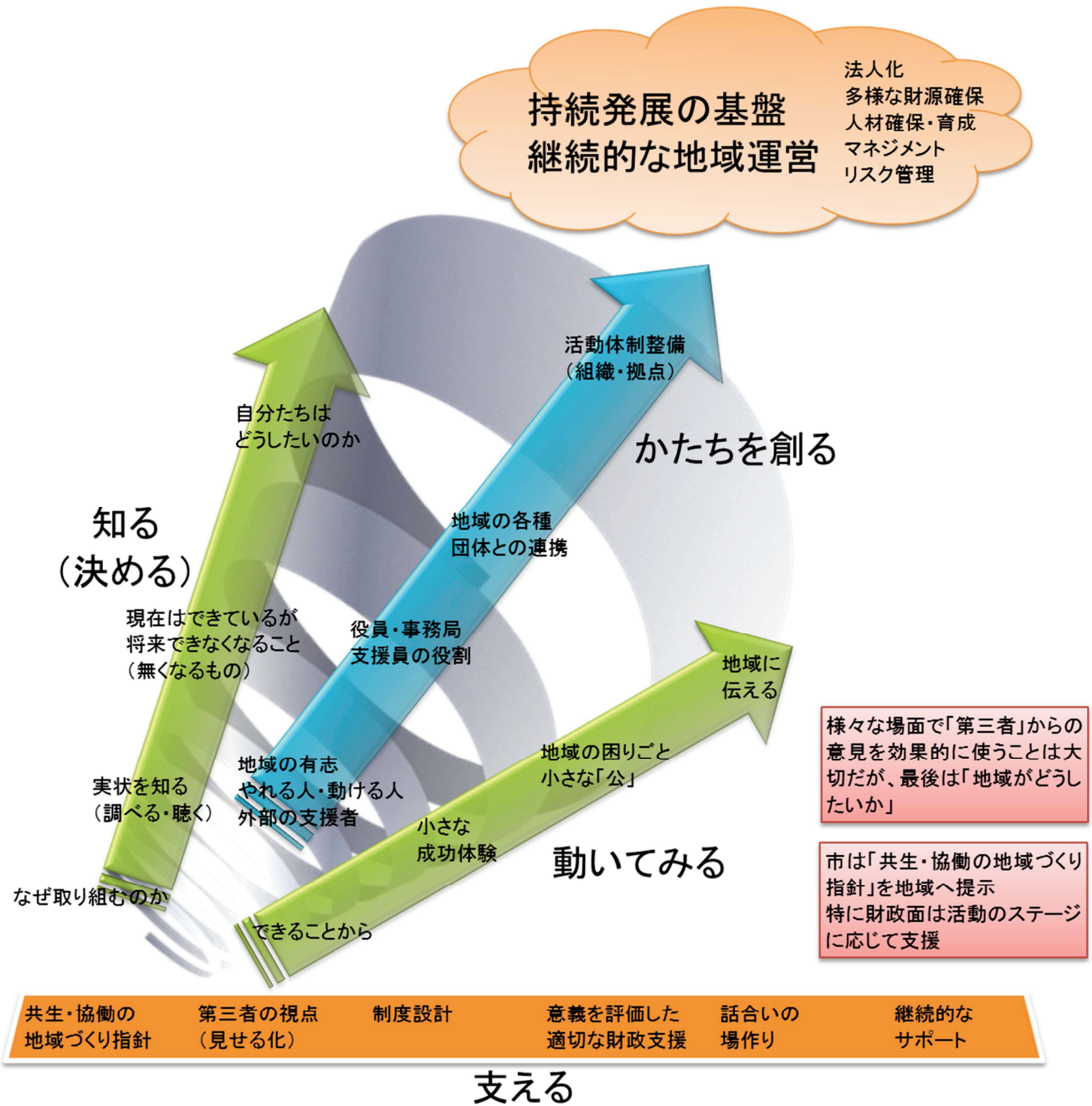


(4) 市の組織見直し

地域コミュニティ協議会と市は、地域づくりにおける協働のパートナーであり、市は、地域コミュニティ協議会を積極的に支援するため、複数の課に分かれている公民館や自治会関連の窓口を、「コミュニティの総合窓口」としてまとめ、新たな担当課を設置していきます。

各地域に密接した協働の体制がとれるよう、支所管内は支所が、志布志地域は本庁が窓口となります。

第5章 共生・協働の地域づくりの全体イメージ



参考資料

1 策定経過

日付	事項	内容その他
R2. 9	地域コミュニティ形成促進モデル事業完了	地域コミュニティ形成促進モデル事業結果について市長へ報告
R2. 12. 18	第2回共生協働推進委員会	地域コミュニティ形成促進モデル事業について説明 共生・協働の地域づくり指針について協議
R3. 1. 22	市校区公民館連絡協議会研修会	地域コミュニティ形成促進モデル事業について報告 共生・協働の地域づくり指針の策定経過について説明
R3. 2. 18	第3回共生協働推進委員会	共生・協働の地域づくり指針について協議 新しい地域コミュニティづくりガイドブックについて説明
R3. 2. 24	市校区公民館連絡協議会研修会	共生・協働の地域づくり指針について説明 新しい地域コミュニティづくりガイドブックについて説明

2 志布志市共生協働推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 共生協働の活力ある地域社会づくりを推進するため、志布志市共生協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 共生協働の手法、進め方等に関すること。
- (2) 共生協働の地域社会づくりに係る諸問題の研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、共生協働の地域社会づくりのために活動している者又は共生協働の地域社会づくりに関心のある者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会に属する者
- (2) 各種団体に属する者
- (3) 学識経験者
- (4) 特定非営利活動法人等に属する者
- (5) 市の区域に存する事業所等の代表者
- (6) 公募により選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年7月3日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 志布志市共生協働推進委員会 委員名簿

氏名	区分	団体名等	備考
宮原 孝雄	自治会に属する者	校区公民館(通山)	副委員長
井上 豊	〃	校区公民館(新橋)	
安樂 泰次郎	各種団体に属する者	ふるさとづくり委員会	
丸崎 哲朗	〃	ふるさとづくり委員会	
下曾小川 省一	特定非営利活動法人等に属する者	NPO法人三方良	
川崎 幸夫	〃	NPO法人地域防災推進協議会	
池崎 美次	〃	NPO法人ふるさと協議会	
吉満 清子	市の区域に存する事業所等の代表者	そお福祉グループ	委員長

